

特記仕様書

(趣旨)

- 第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

- 第2条 この特記仕様書は、以下の工事に適用する。
工 事 名 舗装指定修繕工事(寺竹工区)・橋りょう修繕工事(八瀬橋補修工)
工事場所 一般県道二本木飯能線／入間市寺竹地内

(概算数量発注方式)

- 第3条 本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。
1. 工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載した数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現場精査後、必要に応じ変更する。
 2. 設計変更
 - ① 設計図書の照査、工事記録による指示等
「埼玉県建設工事標準請負契約約款」、「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。その具体的な考え方や手続きについては「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」によるものとする。
 - ② 設計変更
工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

(共通事項)

- 第4条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用〔促進〕計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。
- 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500t以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④ 最終請負金額100万円以上の工事
 - 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額100万円以上の工事
- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
 - 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより管理しなければならない。
ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。
イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、

確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（建設廃棄物の再資源化等）

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

片道運搬距離は、アスファルト廃棄物19.1km（埼玉アスコン）を想定している。

○再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	東亜道路工業(株)・(株)佐藤渡辺共同企業体 埼玉アスコン	川越市下赤坂1817

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画書等」について、文書で監督員に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第6条 下記の再生資材を備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生密粒度アスコン	(20)	表層

なお、現場から40kmの範囲の再生資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（受領証の交付）

第7条 受注者は、土砂を再生資源利用促進計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領証を交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

- 第 8 条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
- また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

- 第 9 条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 6 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領証の交付請求等）

- 第 10 条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない

（施工時間帯）

- 第 11 条 本工事の施工時間帯は、原則として以下の通りとする。
- | | | |
|-----------|------|--------------------|
| 区画線工 | ： 昼間 | （午前 9 時から午後 5 時まで） |
| 舗装工、橋面舗装工 | ： 夜間 | （午後 9 時から午前 5 時まで） |
- ただし、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、監督員と協議するものとする。

（現場測量調査）

- 第 12 条 受注者は、工事実施に先立ち、現況縦断、横断測量を行い、現地の状況を詳細に把握し、監督員に施工計画案を提出するものとする。

（占用物件）

- 第 13 条 当該工事区間の占用物件（電柱、マンホール等）については、事前に位置、高さ等を確認し、その状況を監督員に報告するとともに、関係機関と連絡調整を密に行い、施工にあたっては、細心の注意を払うものとする。

- 2 施工上支障があると予測される場合は、速やかに監督員に報告するとともに、占用機関との調整は迅速に行うこと。

（交通規制）

- 第 14 条 1 交通規制が必要な場合は、原則的に片側交互通行とし、道路利用者の混乱を招かぬよう、工事区間の状況をよく把握して配置を計画すること。その際に「交通誘導警備員の配置計画について記載した施工計画書」を提出し、適正に配置が計画されていることを事前に監督員の承諾を得ること。
- 2 交通誘導警備員の配置計画においては 1 日当たり 2 名以上を標準とする。
- 3 受注者は「交通誘導警備員日報」を作成し、従事者を記入すること。
- 4 時宜を得た工事予告板の設置など、道路利用者に事業に対する理解を得ながら工事を実施するものとする。
- 5 通行帯の確保など、歩行者、自転車利用者への安全確保は厳重に行うものとする。

（騒音振動対策）

- 第 15 条 受注者は、工事着手に先立ち、騒音振動対策関係諸法令を確認するとともに、これらを確実に遵守しながら工事を行うものとする。

（公共工事現場への標示施設等）

第16条 施工に先立ち工事現場に設置する工事看板等については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年9月1日改正）」によるものとする。

（施工記録の現場への設置）

第17条 受注者は、別添図に基づき、施工記録を現場に設置するものとする。
なお、形状、表示内容及び設置箇所については、監督員に確認を受けた後、作成及び設置を行うこと。

（舗装修繕データの提出）

第18条 受注者は、「舗装修繕データ」に必要事項を記載し、監督員の確認を受けた後、エクセルファイルとして提出するものとする。

（工期）

第19条 1 本工事は、雨天、休日等13日間を見込んでいる。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇のほか、作業期間内の全ての土曜日を含まれている。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片づけ期間	20日間
週休2日の実施による係る受発注者の事務処理期間	14日間
雨休率 休日と天候等による作業不能日を見込むための係数	「土木工事標準積算基準書」 工事参考資料編第4章 『工期の算定』による。

2 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を請求することができる。「著しく乖離」とは、工程で見込んでいた「天候等による作業不能日」と実際の作業不能日数が、おおむね1.5倍以上の差がある場合とする。

（法定外の労災保険の付保）

第20条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（週休2日制モデル工事）

第21条 本工事は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。
試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。
埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

（建設DXの実施について）

第22条 以下の各号に基づき、受発注者の業務効率を図ること。
一 遠隔臨場を活用すること。
二 遠隔検査については活用することができる。

2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL：
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事について）

第23条 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事〔発注者指定型〕」の対象工事である。詳細は、「埼玉県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）

〔埼玉県建設管理課ホームページ〕

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html>

（労務環境調査モデル工事）

第24条 本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

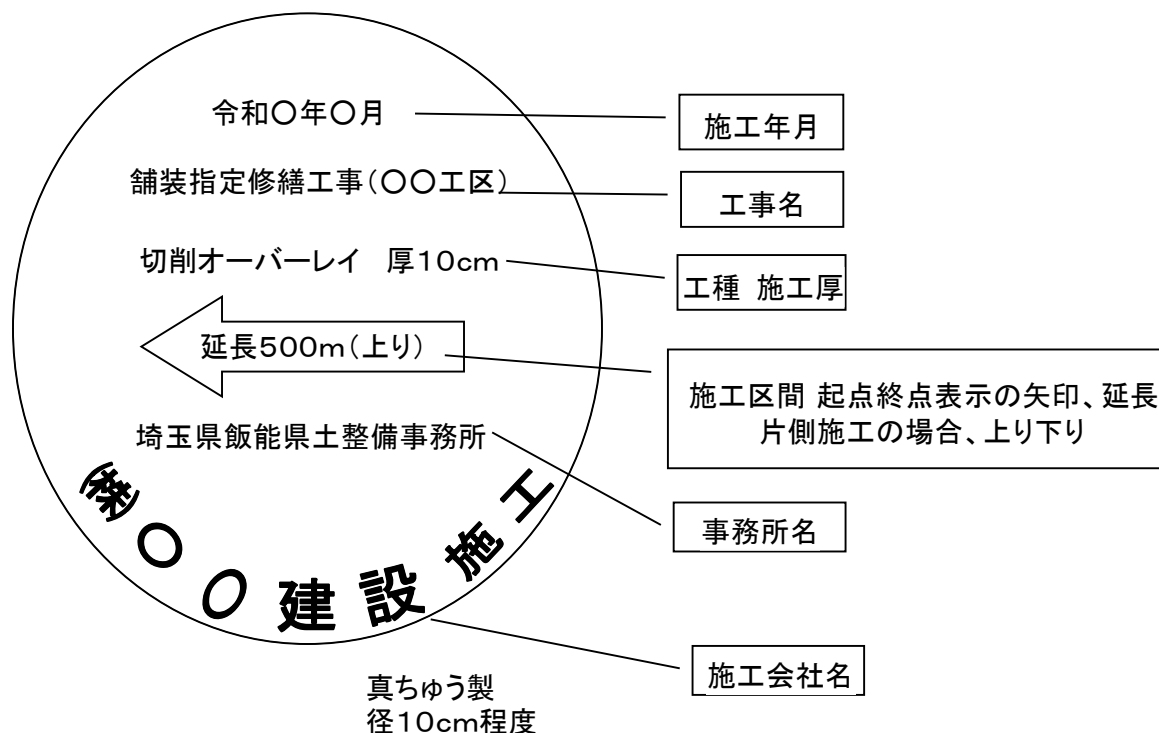
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

（その他）

第25条 上記に定めるもののほか、必要に応じ、監督員と協議の上、工事を実施するものとする。

【別図】

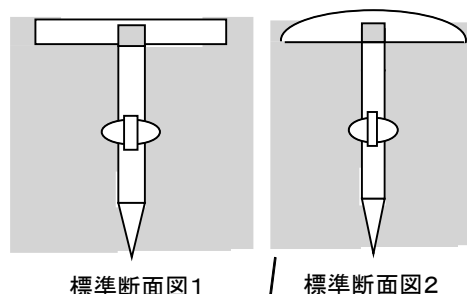
舗装工事施工記録(道路鋺)



・上記を標準とするが、現場状況、記載内容に応じ、レイアウト、大きさ、材料は適宜、変更することができる。

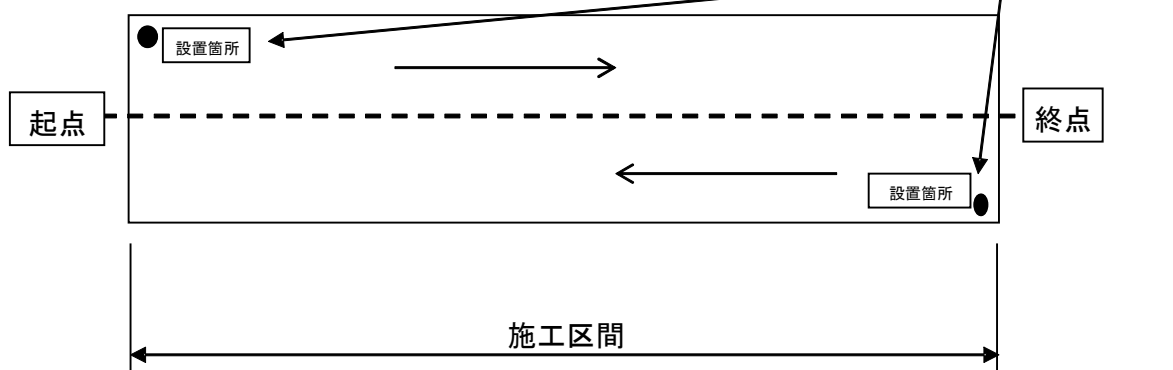
・特殊工法名等、上記内容以外も記載することも可能とする。

・工種記載例: 切削オーバーレイ、オーバーレイ、薄層オーバーレイ
打換、路上表層再生、路上路盤再生など



設置箇所(例)

(上下線施工の場合)



・路側帯、路肩、外側線外側など道路利用者に影響が少なく破損しにくい箇所に設置する。

・上記を標準とするが、現場状況に応じ、適宜、設置箇所を変更することができる。

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する特記仕様書

(趣旨)

- 第1条 本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置の試行対象工事であり、本特記仕様書に明示のない事項は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」（以下、「要領」という。）によるものとする。
- 2 快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、要領によらず施工するものとする。

(快適トイレの仕様)

- 第2条 快適トイレは、以下の（１）、（２）の仕様を満たすものとする。（３）は、推奨する仕様であり任意とする。

(１) 快適トイレに求める機能【必須】

- ア 洋式便座
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に聞かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）

(２) 付属品として備えるもの【必須】

- キ 男女別（男女兼用含む）の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ケ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(３) 推奨する仕様、付属品【任意】

- シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

(費用等)

- 第3条 設置する費用については、当初設計では計上していない。